

上場維持基準に関する経過措置の取扱い等について

2023年1月30日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所では、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供することを目的として、2022年4月に市場区分を再編し、3つの新たな市場区分（「プライム市場」、「スタンダード市場」及び「グロース市場」）の運営を開始しました。

新市場区分への円滑な移行を実現するため、移行前から上場している会社については、当分の間、経過措置として緩和した上場維持基準を適用することとしておりますが、今般、上場会社における上場維持基準への適合に向けた取組を促進しつつ、各市場区分が想定するコンセプトを適切に実現していく観点から、上場維持基準に関する経過措置の取扱い等について、所要の見直しを行います。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 上場維持基準に関する経過措置の取扱い (1) 経過措置の終了時期	2025年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日から、本来の上場維持基準を適用することとします。	※ 現行制度では、2022年4月4日（以下「移行日」といいます。）に実施した市場区分の見直し前から上場している会社（移行日以後に市場区分の変更を行った会社等を除く。）については、上場維持基準の適合に向けた計画（以下「適合計画」といいます。）を

項 目	内 容	備 考
		<p>開示している場合には、当分の間、緩和した上場維持基準を適用することとしていますが、その終了時期を定めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年3月1日以後に到来する基準日において上場維持基準に適合していない場合、1年間（売買高基準の場合は、6か月間）の改善期間に入ります。改善期間内に基準に適合しなかったときは、原則として6か月間の監理銘柄（確認中）指定期間及び整理銘柄指定期間を経て上場廃止となります（詳細は、「2. 整理銘柄指定期間の延長」をご確認ください。）。 ・ ただし、本改正規則の施行日の前日において、上記の改善期間の終了日を超える時期を終了期限とする適合計画を開示している会社については、改善期間の終了後に監理銘柄（確認中）に指定し、現在経過措置として適用している緩和した上場維持基準に適合しない状態となった場合を除き、当該終了期限における適合状況を確認するまでの間、その指定を継続するものとします（指定期間中に基準に適合した場合には、指定を解除するものとします。）。 ・ なお、経過措置の適用を受けている会社の状況を投資者へ適切に周知する観点から、経過措置の適用を受けている会社の名称、適合していない基準、適合

項 目	内 容	備 考
(2) 市場区分の再選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行日の前日(2022年4月3日)において市場第一部に所属していたプライム市場の上場会社は、本改正規則の施行日から2023年9月29日までの期間において、スタンダード市場への上場を選択し、当取引所に申請することができるものとしします。 	<p>計画の期間などについて記載した一覧を当取引所のウェブサイトで公表します。公表開始時期については、3月期決算会社における基準の適合状況及び適合計画を踏まえて、本年7月以降を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 経過措置の終了時期の決定等を踏まえ、改めて市場区分の選択機会を設けるものです。なお、2021年9月から12月までの期間に実施した市場区分の選択と同様に、市場区分の変更審査への適合は要しないこととします。 ・ スタンダード市場への上場申請を行う場合には、期間内に市場選択申請書の提出を行うものとしします。 ・ なお、選択申請時においてスタンダード市場の上場維持基準に適合していない場合又は再選択に基づく市場区分の変更後においてスタンダード市場の上場維持基準に適合しない状況となった場合は、当該基準に適合するための適合計画を開示した場合に限り、経過措置の終了時期までは、緩和した上場維持基準を適用するものとしします。 ・ また、スタンダード市場の上場維持基準に適合している場合であっても、プライム市場の適合計画を開示している会社については、既に開示している内容に関して、スタンダード市場への市場区分の変更

項 目	内 容	備 考
		<p>に伴い変更や訂正が生じることとなるため、選択申請時にその内容について開示を行うものとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、選択申請を行った会社の一覧を月次で取りまとめのうえ、翌月第5営業日に当取引所ウェブサイトにおいて公表します。 また、当取引所は、本改正規則の施行日から2023年9月29日までの期間において選択申請を行った上場会社について、2023年10月13日に市場区分の変更を当取引所ウェブサイトにおいて公表のうえ、同月20日に市場区分の変更を実施するものとしします。
2. 整理銘柄指定期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> 上場維持基準に適合せず、上場廃止が決定した銘柄については、整理銘柄へ指定のうえ、原則として、当該上場維持基準の判定に関する基準日の翌日から起算して6か月間を経過した日に上場を廃止するものとしします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 上場維持基準に適合せず、上場廃止が決定した銘柄について、既存株主の換金機会を十分に確保するため、現在1か月間としている整理銘柄指定期間を延長するものです。 その他の上場廃止基準に関する整理銘柄指定期間及び上場廃止日については変更ありません。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- 2023年4月1日から実施します。
- 2. に関しては、施行日以後に上場廃止が決定した銘柄から適用します。

以 上